【 LIXIL長期保証サービス規定 】の改正に関するお知らせ

LIXIL長期保証サービス規定を、2015/10/1 から改正します。

改正内容

保証商品の拡大（ガーデンエクステリア）と表現の見直しに伴う改正

下記の新旧対照表において、【現行規定】欄に下線が引かれている場合は該当部分の削除を示し、【改正規定】欄に下線が引かれている場合は、該当部分の変更又は追加を示します。

改正部分	改正規定	現行規定
【3】(1)	(1)保証期間は、当社がお客さまによる申込みの受付を完了した時点から始まり、引渡日または購入日（※1）を起点とした所定の期間（5 年または 10 年）の末日で終了します（※2）。 ※1 引渡日とは新築工事、改修工事の場合においてお客さまが保証商品の引渡しを受けた日をいいます。購入日とはお客さまが取付けた場合において保証商品を購入した日をいいます。 ※2 保証期間は、LIXIL長期保証サービス保証書（以下、「保証書」といいます）に記載され、ホームページ上にある、お客さま専用に作成されたページで確認できます。保証期間内は、保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録（納品書、売買契約書等）の保管をお願いします。	(1)保証期間は、当社がお客さまによる申込みの受付を完了した時点から始まり、引渡日または購入日（※）を起点とした所定の期間（5 年または 10 年）の末日で終了します。 なお、玄関・窓商品からの雨水浸入に対しては、通常のメーカー保証（無料）による 10 年間の保証もあわせて適用されます。保証条件等は、「商品保証について」をご参照ください。 ※引渡日：新築工事、改修工事の場合においてお客さまが保証商品の引渡しを受けた日 購入日：お客さまが取付けた場合において保証商品を購入した日 保証期間は、LIXIL長期保証サービス保証書（以下、「保証書」といいます）に記載され、ホームページ上にある、お客さま専用に作成されたページで確認できます。保証期間内は、保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録（納品書、売買契約書等）の保管をお願いします。
現行規定 【5】1(2)		窓ガラスは対象外とします。但し、当社製複層ガラスについては、通常のメーカー保証（無料）が適用されます。保証条件等は、「複層ガラスの品質保証について」 をご参照ください。
【6】(7)	※「電動機構部の点検調整サービス」とは、①玄関ドア用電気錠、②電動シャッター、③電動型天窓、④開き門扉用電気錠の電動機構部について、保証期間開始後 1 年間、保証商品の点数に関わらず①から④の商品カテゴリごとに各 1 回に限り、不具合修理対応時の点検調整費用を無料とするサービスです。	※「電動機構部の点検調整サービス」とは、①玄関ドア用電気錠、②電動シャッター、③電動型天窓の電動機構部について、保証期間開始後 1 年間、保証商品の点数に関わらず①から③の商品カテゴリごとに各 1 回に限り、不具合修理対応時の点検調整費用を無料とするサービスです。
【11】(4)	本サービスが適用される商品であっても、各商品について付されている通常のメーカー保証（無料）が合わせて適用されるものとします。各商品の保証条件等も合わせてご確認ください。	
改正日	2015 年 10 月 1 日	2015 年 4 月 1 日
その他	及び、等、但し	および、など、ただし

改正規定 2015/10/1～

ご採用いただいた商品について、【LIXIL長期保証サービス規定】に基づき、修理いたします。

LIXIL長期保証サービス規定

【1】LIXIL 長期保証サービスの対象商品

LIXIL 長期保証サービス（以下、「本サービス」といいます）の対象商品(以下、「保証商品」といいます)は、以下の(1)～(4)の全ての条件を満たすものとします。

(1)別途定める当社製の商品（※）及び当該商品に付随する当社が指定する他社製の機器とします。

(2)新品で購入された商品を対象とし、中古品は除きます。

(3)商品の本体部分を対象とし、給排水配管類等の部材や部品は対象外となります。

(4)一般家庭において使用される場合が対象で、業務用（店舗、事務所、病院等）での使用や車両・船舶へ取付けられたものは除きます。

※展示商品として使用されたものは、対象外となります。特注品または特殊な取付工事をされた場合は、本サービスの対象とならない場合があります。

【2】本サービスの内容

(1)本サービスの保証期間(以下、「保証期間」といいます)内において、取扱説明書、注意ラベル等に従った適切な維持管理状態での正常な使用にもかかわらず保証商品に不具合が発生した場合は、以下の場合を除き保証商品を修理（※）します。

①【5】免責事項に記載の場合

②部品の保有期間終了等、やむを得ない理由で修理が出来ない場合

※本サービスは修理を基本としますので、保証商品の交換または損害賠償には対応できません。

(2)本サービスの提供に際しては、保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録（納品書、売買契約書等）の提示が必要となります。

(3)本サービスは、日本国内においてのみ提供されます。

【3】保証期間

(1)保証期間は、当社がお客さまによる申込みの受付を完了した時点から始まり、引渡日または購入日（※1）を起点とした所定の期間（5 年または 10 年）の末日で終了します（※2）。

※1 引渡日とは新築工事、改修工事の場合においてお客さまが保証商品の引渡しを受けた日をいいます。購入日とはお客さまが取付けた場合において保証商品を購入した日をいいます。

※2 保証期間は、LIXIL長期保証サービス保証書（以下、「保証書」といいます）に記載され、ホームページ上にある、お客さま専用に作成されたページで確認できます。保証期間内は、保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録（納品書、売買契約書等）の保管をお願いします。

(2)本サービスの更新はできません。

保証期間満了後、修理が必要な場合は、有料で承ります。

【4】修理依頼先

(1)保証期間内に保証商品に不具合が生じた場合、当社が本サービスで指定する修理依頼

先（以下、「指定修理依頼先」といいます）へ修理をご依頼ください。他に修理を依頼された場合は、本サービスの対象になりません。

【5】免責事項

保証期間内でも、以下に該当するものについては、本サービスの対象外となります。

1．保証対象

(1)【1】LIXIL 長期保証サービスの対象商品で規定するもの以外の商品。

(2)乾電池、電球、浄水器用カートリッジ等の消耗品、または、風呂フタ、グリル皿等の部品の交換。但し、専門技能が必要で、お客さまによる交換が困難なものは除く。

(3)商品または部品の材料特性に伴う現象である木製品の反り・割れ、木目違い、ふし抜け、樹液のにじみ出し等。機能に支障のない経年劣化または使用に伴う損耗等により生じる、キズ、色あせ、もらい錆、樹脂部品の変質等。

(4)商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取付けられた場合の不具合。

(5)本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。

2．取付工事

(1)保証商品の取付工事に関する文書（組立説明書・施工説明書・取付説明書等）に指示する方法以外の工事または警告表示に反する工事に起因する不具合。

(2)保証商品に影響を及ぼす建築材料を使用したことによる不具合。海砂や急結剤を使用したモルタルによる腐食等。

(3)保証商品の取付後、引渡日までの期間の管理等の不備による不具合。なお、ご使用開始前の下記の場合は、本サービスの対象ではありません。お買い求めの取扱店にお申し出ください。

①商品に傷等があった場合

②商品の建付けや電動機構部等に調整不備があった場合

3．使用

(1)保証商品の取扱説明書や注意ラベル等に従った正常な使用を行わなかった（不注意、過失によるものも含む）ことに起因する故障及び損傷等の不具合。

(2)水道水以外を給水したことに起因する故障及び損傷等の不具合。（水道水とは水道事業体が供給する上水をいいます。）但し、中水仕様の場合、該当部位（便器洗浄機能部）は除く。

(3)指定規格以外のガス・電気・燃料等を使用したことに起因する不具合。

4．維持管理

(1)掃除・調整等の維持管理上の不備（ハウスクリーニング業者によるものも含む）に起因する故障及び損傷等の不具合。例えば、把手・ハンドル等の部品に、がたつきや異音等の異常が生じたまま使用し続けたことが原因で発生した損傷等。

(2)樹脂、金属に対して影響を与える洗剤、薬剤に起因する不具合。

(3)給水・給湯配管のサビ、砂やゴミ等の異物の配管内流入、水アカ固着または排水の詰まりに起因する不具合。

5．修理等

(1)指定修理依頼先以外の手配による修理、改造（必要部品の取外しを含む）、分解等を行

った場合。

6. 外部環境等

(1)動物(犬、猫、ねずみ、昆虫等)の行為または植物(つるや根等)の害に起因する不具合。

(2)ガス・電気・給水等の供給で指定された以外の環境(ガス圧、電源・電圧・周波数、電磁波、水圧・水質、音、振動等) に起因する故障及び損傷等の不具合。

(3)建築躯体の変形(強度不足やゆがみ)等保証商品以外に起因する不具合。

(4)自然現象や住環境に起因する結露・染み出し・かび等の現象。

(5)海岸付近、温泉地等の地域における腐食性の空気環境及び公害環境(煤煙、塩害、砂塵、各種金属粉、アンモニア、車の排気ガス、硫化水素ガス等各種ガス)に起因する不具合。異常な高温・多湿によるものも含む。

(6)火災、爆発等事故、落雷、地震・噴火・風水害・津波、地盤沈下、凍結、雪害等に起因する故障及び損傷等の不具合。

(7)戦争・暴動等破壊行為または犯罪等の不法行為に起因する破損や不具合

7. 契約内容

(1)保証期間切れ、保証書記載内容の改ざんまたは保証書及び保証商品の引渡日または購入日を証する記録(納品書、売買契約書等)のご提示をいただけない場合。

(2)保証商品をお客さま手配で移設した際に、【7】保証書記載情報の変更(2)の点検(有料)を受けられなかった場合。

(3)移転の際に生じた故障及び損傷等の不具合。

8. その他

(1)保証商品の故障及び損傷等が原因で発生した、保証商品以外の不具合。

(2)その他上記各号に準ずる場合。

(3)施工当時実用化されていた技術、知識では予測することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合。

【6】有料でのご提供となる場合

以下に該当するものについては、別途有料でのご提供となります。

(1)不具合内容が、【5】免責事項に該当する場合にかかる一切の費用。

(2)お客さまの誤解による場合、または不具合の申し出が再現できない場合等における出張にかかる費用。

(3)高所・難所作業等、特殊な場所のために高所作業車等の機材を使用した場合に要する実費。

(4)離島へ出張修理を行う場合の出張に要する実費。

(5)保証商品に不具合が発生していない場合における点検にかかる費用(但し、本サービスに含む「おまかせ点検」(※)は除く。)。

※「おまかせ点検」とは、シャワートイレについて保証期間を10年とする本サービスに加入されたお客さまに対し、点検時期お知らせ表示機能(タイムスタンプ)の点滅、点灯をきっかけに、シャワートイレの作動確認や、内部の確認、漏電確認等を行う点検です。

(6)点検の結果により、保証商品に不具合が発生していない場合において予防的に部品交換を行なうための費用。

(7)引渡後の商品の建付けや電動機構部等の調整作業にかかる費用(但し、本サービスに含

む「電動機構部の点検調整サービス」(※)は除く。)。

※「電動機構部の点検調整サービス」とは、①玄関ドア用電気錠、②電動シャッター、③電動型天窓、④開き門扉用電気錠の電動機構部について、保証期間開始後1年間、保証商品の点数に関わらず①から④の商品カテゴリごとに各 1 回に限り、不具合修理対応時の点検調整費用を無料とするサービスです。

(8)熱量変更等に伴う調整等を行うための費用。

(9)保証期間を 10 年とする本サービスに加入している場合において、当社製の商品に付随する当社が指定する他社製の機器について、引渡日または購入日から6年目以降に修理を行うための費用。

【7】保証書記載情報の変更

以下の場合には、速やかに当社の登録窓口までご連絡ください。ご連絡がない場合は、本サービスの対象外となることがあります。

(1)ご登録のお客さま名や連絡先電話番号、住所等に変更がある場合。

(2)転居先に保証商品を移設される場合。指定修理依頼先が手配した工事業者により移転された場合、または転居先にて指定修理依頼先手配の点検(有料)を受け、保証商品を確認できた場合は保証を継続します。点検を受けられない場合は、保証は終了となります。

(3)保証商品のご使用を中止される場合または、入れ替えの場合。

(4)相続または保証商品を取付けた住宅を売却された場合。新しい所有者情報をご連絡ください。残期間を保証期間とした名義変更を行います。

【8】解約

(1)お客さまは、本サービスを解約することができます。解約の申し出は、登録窓口へご連絡ください。当社が別途定める方法により計算した保証料金の一部を返金します。なお、返金に伴う振込手数料は、お客さま負担とします。 解約の時期等により、返金されない場合もあります。申込後 8 日以内の解約については、振込手数料を除き全額返金します。

(2)以下に該当する場合は、当社は本サービスの契約を解除することがあります。

本サービスの提供に対し、お客さまが脅迫的な言動、暴力行為、名誉・信用を毀損する行為、偽計または威力による業務妨害行為、及び不当要求行為をしたとき。

【9】規定の変更

(1)当社は、本規定を変更する場合があります。その場合、変更後の規定による条件が適用されます。

(2)変更に際しては、事前に当社のホームページに変更内容を掲載します。

【10】お客さまの個人情報の利用

(1)お客さまの個人情報の取り扱いは、当社のプライバシーポリシー(※)に従います。

※詳細は当社のプライバシーポリシーをご参照ください。

【11】その他

(1)修理にお伺いした際に、現状と保証書の内容とが異なる場合は、本サービスの対象とならない場合があります。

(2)部品、部材は、代替品となることがあります。

例、キッチン、洗面化粧台等の扉・引出し等の面材、キッチンパネル、浴室壁パネル等に

ついては代替品の提供となります。

(3)本サービスに基づく修理で取り外した部品等の所有権は、当社に帰属します。

(4)本サービスが適用される商品であっても、各商品について付されている通常のメーカー保証(無料)が合わせて適用されるものとします。各商品の保証条件等も合わせてご確認ください。

2015 年 10 月 1 日

株式会社LIXIL　長期保証サービス係